



### 1. 法定代表人以外が行う懲戒権の拡大

被雇用者との雇用契約書の締結は、法定代表者である雇用者から授権された被授権者にも認められていますが、従来は、被雇用者への懲戒処分に関しては制限があり、被授権者には戒告処分の行使のみが認められていました(政令番号 05/2015/ND-CP 第 30 条 4 項)。

そもそも企業からの懲戒権の行使は、雇用契約書を締結した者に限定されていますので、被授権者が雇用契約書を締結した場合、被雇用者への懲戒処分は戒告のみしか行えない結果となり、雇用者が締結した場合に比べ企業の懲戒権の行使が制限されてきました。これに対して、2018 年 12 月 15 日発効の新規定においては、懲戒権への制限は撤廃されており(政令番号 148/2018/ND-CP 第 1 条 12 項 4 号)、従来の不合理的な状況が是正されています。

### 2. 社会保険料上限の変更

政府は、公務員最低賃金の変更に関して、2019 年 5 月 9 日付け政令番号/38/2019/ND-CP を発行しました。

2019 年 7 月 1 日からの公務員最低賃金は、149 万ドンとなります。

社会保険及び健康保険料率を乗じる保険料算定基礎額の上限は、公務員最低賃金の 20 倍となっていますので、この変更により 2019 年 7 月以降の保険料算定基礎額上限は 2,980 万ドンとなります。

### 3. VAT 延納・還付優遇の撤廃

政府決議番号 150/NQ-CP により、財務省通達番号/134/2014/TT-BTC で定められていた投資プロジェクトにおいて固定資産化される機械・設備の輸入に際して発生する VAT の延納及び還付優遇に関する規定が撤廃されました。当決議に従い、財務省は、2019 年 4 月 3 日付通達番号/18/2019/TT-BTC を発行しており、1,000 億ベトナムドン以上の機械・設備の輸入に認められていた上限 60 日の延納及び調査前還付の優遇は 2019 年 5 月 20 日以降、認められなくなります。